平成２２年（フ）第５３５号
和歌山市島51番地の２　川永団地17棟１階104
債務者　廣田　久央
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５１号
和歌山市園部1130番地の８　セジュール辻Ⅱ101
債務者　西田めぐみ（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７６号
和歌山県紀の川市名手市場996番地
債務者　三塚建築こと　三塚　敬次
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７７号
和歌山県紀の川市名手市場996番地
債務者　三塚　笑子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８２号
和歌山県岩出市根来97番地の12
債務者　井藤加代子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４０号
福島県いわき市常磐白鳥町壱丁田７番地の21、前住所福島県いわき市泉玉露１丁目８番地の13
債務者　安齋　忠則
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２４１号
福島県いわき市常磐白鳥町壱丁田７番地の21、前住所福島県いわき市泉玉露１丁目８番地の13
債務者　安齋　美幸
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３０１７号
横浜市青葉区奈良１丁目19番地１　308
債務者　井上　　滋
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４７号
横浜市港北区新吉田東６丁目45番１号　桂荘101
債務者　藤田　康子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９号
岡山市北区大安寺東町４番14号
債務者　加瀬川勝之
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６２号
岡山市中区原尾島862番地12　レジデンス原尾島Ｄ101号
債務者　松本　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４６号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目２番３―304号
債務者　薬師寺郷子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８７号
横浜市港北区篠原北１丁目24番30号　リブカネコⅡ201
債務者　野々口　巖
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０１号
横浜市磯子区磯子２丁目20番42号　エリール磯子202号
債務者　齋藤真由美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９号
岡山県美作市湯郷128番地
債務者　山本　世一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１５０号
岡山県津山市小田中548番地３
債務者　福西　健二
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部